

佐賀県告示第百四十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 河川の名称

松浦川水系五藤田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十二年三月三十一日

三 廃川敷地等の位置

唐津市原字三ノ久八四三番地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

(一) 種類 土地

(二) 面積 一一六・一三平方メートル